

書面協議による審議会等の開催結果

1. 審議会等名

令和2年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会

2. 書面協議とする理由

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

3. 協議期間

令和2年6月24日から令和2年6月29日まで

4. 会議参加者

- (1) 会長 向田 直範 委員
- (2) 副会長 矢吹 徹雄 委員
- (3) 斯波 悅久 委員
- (4) 植松 美由紀 委員
- (5) 半澤 政子 委員

5. 質問事項

- (1)「ひとり親世帯臨時特別給付金」給付事業実施に伴う児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者データの利用について
 - ・出された意見等

質問事項

1. 該当予定者の名簿を作成して文書発送が行われると思われるが、その名簿の管理はどのようになされるのか。

2. 窓口での申請受付・現金支給がされる場合に主管課以外の職員が担当することになる場合、名簿等の配付があるとすると、情報漏れは心配ないのでしょうか。

・意見等の処理状況

質問された委員に対し、以下の通り回答し、了承された。

1. 名簿はパソコンで作成して紙にもプリントアウトし、決裁を取ってから通知の発送を行います。

パソコン内の名簿の電子データは、子ども家庭課職員のみがアクセス可能なフォルダに格納します。

決裁用の紙の名簿は課内のみで扱われ、外部に出すことはなく、必ず施錠管理します。

2. 申請受付・現金支給も原則、主管課職員で行いますが、主管課以外の職員に応援を頼む場合でも、市役所内の会計年度任用職員等、雇用契約上の守秘義務がある人に依頼します。

また実際の作業上、名簿等の個人情報は作業に当たる職員一人一人の手持ちではなく、名簿は窓口に決まった数だけ備えて使用し、提出された申請書等の個人情報は、その都度決まった場所に収納していきます。

これらの個人情報は、作業終了時に主管課職員の確認の上、施錠できる場所に収納します。

このような管理を徹底することにより、情報の外部への持ち出し等のリスクを可能な限りなくせると考えております。

・承認状況(結果)

委員との質疑応答を踏まえて、答申書のとおり、「『ひとり親世帯臨時特別給付金』給付事業実施に伴う児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者データの利用について」が承認された(付帯意見あり)。